

エコドライブの方法

安全運転につながる“エコドライブ”運転テクニック

- ◆ ふんわりアクセル「eスタート」
- ◆ 加速・減速を減らすため、車間距離にゆとりをもとう
- ◆ 減速時は早めにアクセルを離そう

技術は不要！すぐに始められる“エコドライブ”

- ◆ エアコンの使用は適切に
- ◆ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ◆ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ◆ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ◆ 不要な荷物はおろそう
- ◆ 自分の燃費を把握しよう
- ◆ ムダなアイドリングはやめよう

リーフレットに関するお問い合わせ

九都県市あおぞらネットワーク

<http://www.9taiki.jp/>

九都県市で共同して実施しているPM減少装置や低公害車の指定制度などを紹介しています。



「自動車NOx・PM法」の規制については…

法について 環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>

登録について 最寄の運輸支局、自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

埼玉県	環境部大気環境課	☎048-830-3064
千葉県	環境生活部大気保全課	☎043-223-3810
東京都	環境局環境改善部自動車環境課	☎03-5388-3510
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課	☎045-210-4180
横浜市	環境創造局環境保全部大気・音環境課	☎045-671-3843
川崎市	環境局環境対策部大気環境課	☎044-200-2531
千葉市	環境局環境保全部環境保全課	☎043-245-5199
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課	☎048-829-1330
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課	☎042-769-8241

あなたの協力が、
きれいな空を守ります。



条例の基準を満たさないディーゼル車は
一都三県を走行できません



条例の主な内容

基準を満たさないディーゼル車は、一都三県の地域で運行が禁止されています。

一都三県の条例

対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	運行禁止命令、 上記に従わない場合は50万円以下の罰金

条例のPM排出基準を満たさないディーゼル車

自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両

自動車検査証				
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日（交付年月日）	型式	原動機の種類	
千葉 100 お 5954	平成 12年 10月 3日	名	平成 12年 10月	
チバ	車	台	番	号
FE447F580139				
型	式	原動機の種類		
KC-FE447F		4D33		

一段階目の基準

千葉県・ 神奈川県の 条例の基準

- ・記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両
- ・K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-

埼玉県・ 東京都の 条例の基準

- ・記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両
- ・K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-

二段階目の基準

- ・KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
- ※上記の型式であっても、規制に適合している車両もあります

規制への対応

より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、ガソリン車、電気自動車、規制に適合したディーゼル車等

PM減少装置の装着

基準を満たさないディーゼル車であっても、九都県市が指定する粒子状物質減少装置を装着してあれば、一都三県内を走行することができます。

PM減少装置の装着証明書は、車検証等と車内に保管してください。

指定装置は、ホームページ(<http://www.9taiki.jp/>)で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面などに表示します。

ご注意！

- ディーゼル乗用車は、条例の規制対象外ですが、自動車NOx・PM法の対象となります。
- 九都県市指定PM減少装置を装着しても、自動車NOx・PM法の規制を受け、法に基づく対策地域内での登録ができない場合があります。
- 貨物の運送等を委託する荷主も、受託者にPM排出基準を満たした自動車の使用を契約の条件とする等の措置を講ずる義務があります。
- 各条例の詳細については、各都県にお問い合わせください。

